

海外進出の留意点について

はじめに

近年、日本企業の海外進出が進展しています。経済産業省の調査によると、2002年度以降は毎年平均5%超のペースで増加傾向が続いています。

企業規模別の進出動向をみると、現地法人全体に占める中小企業のシェアは2000年度の12.5%から2010年度には26.9%にまで拡大しています。国内市場の縮小や人件費の高騰等を背景に、中小企業においても海外展開が本格化しているようです。

本稿では、海外進出の留意事項について、簡単にご紹介いたします。

海外進出に伴うリスク

近年注目を集めているアジアの新興国は、政治情勢・社会インフラといった点で未成熟なことも多いことから、様々なリスクをはらんでいます。ここでは、海外進出に伴うリスクとして、以下の2つを取り上げます。

1) カントリーリスク

相手国の政治・社会・経済環境の変化により、投融資の回収が困難となるリスクのことをいいます。代表的な例としては、戦争や革命により事業継続が困難になること、自然災害により現地事業に重大な損害が生じることなどがあげられます。

今夏に発生したタイの大洪水では、同国に進出していた大手企業に、生産設備の毀損や製造ラインの停止など甚大な損害が発生しました。これもカントリーリスクが顕在化した一例です。

この事例からも想定できるように、カントリーリスクの有無や規模は、事前に把握するのが極めて困難です。リスクが高いと考えられる場合には、まずは委託生産やOEMなど直接投資を必要としない方法で進出し、現地国の状況を見極めたうえで現地法人の設立に踏み切るのも堅実な方法です。

2) 外資参入規制

国内企業の保護を目的として、外資系企業の参入に対して一定の規制を行っている場合があります。例えば、中国では、所定の業種について最低資本金を設定したり、中国企業との合弁を義務付けるなどの規制があります。

これら規制の内容次第では、現地国への進出形態や進出に要する資金負担が変わってきます。検討に際しては、最新の規制状況を入手したうえで、専門家へ相談するなど慎重な対応が望まれます。

海外進出を巡る税務

海外進出に際して検討すべき税務上の論点として、ここでは以下の2つを取り上げます。

1) 過少資本税制

資金調達の方法として、資本による調達と借入による調達の2つの方法があります。資本に対する支払は配当ですが、配当は支払元において損金となりません。一方、借入に対する支払利息は支払元で損金となり税額を減らす効果があります。

そこで、海外親会社から資金調達する際に、資本による調達を不当に小さくし、借入を大きくすることで税負担を回避する行為が横行しました。これに対する規制が過少資本税制です。

本制度の内容は各国によって様々ですが、一般的には、借入金が自己資本の一定倍以上となる場合、当該借入金に対する支払利息は損金とならず、配当として取り扱われることとなります。

2) 移転価格税制

親子会社間の取引では、取引価格を自由に決定することが可能です。そのため、売買価格を恣意的に操作することにより、所得を国内から海外へ流出させることが可能となります。

例えば、海外の子会社が、日本の親会社から商品を不当に低額で仕入れた場合、子会社では商品の仕入原価が低くなるため利益は大きくなりますが、親会社は商品を低額で売上げたため利益は小さくなります。これにより、親会社の利益を海外に移転することが可能となります。

そこで、海外のグループ会社との取引価格が、通常の価格（第三者間価格）から著しく乖離する場合には、第三社間価格で行われた場合と比較して過少となった利益について追徴課税しましょう、という制度があります。これが「移転価格税制」です。移転価格税制は、日本だけでなくEUやアジア各国など世界各国で制度化されているため、海外進出に際しては十分な注意が必要です。

私ども朝日税理士法人は、国際税務を始め様々な分野のプロフェッショナルを多数揃えております。海外進出の検討に当たり、ご不明な点などございましたら、弊法人までお気軽にお問い合わせください。

(文責：東京事業部 藤村 千秋)



「中小企業の会計に関する基本要領（案）」

平成 23 年 11 月に「中小企業の会計に関する基本要領（案）（以下「基本要領（案）」）」が公表されました。この「基本要領（案）」は法令等によってその利用が強制されるものではないが、企業の成長に資するために、中小企業が計算書類を作成する際に参照するための会計処理や注記等を示したものです。12 月 7 日までパブリックコメントを募集しており、年内には（案）の取れた正式なものが公表される見込みです。

もともと、中小企業の会計処理については中小企業が計算書類の作成にあたり抛ることが望ましいとされている「中小企業の会計に関する指針（以下「指針」）」が公表されておりました。なぜ新たに「基本要領（案）」が公表されたかという点、「指針」は税効果会計等の複雑な会計処理を含むため多くの中小企業から経営者が理解し、かつ企業経営に役立てるには不適當であるという批判があったからです。



上記の批判を克服するために公表された「基本要領（案）」は、「指針」に基づいた会計処理を行うのが必ずしも適当でない主に会計監査を受けることを義務づけられていない中小企業が参照することを想定して作成されており、特に「中小企業の企業経営者にとって自社の経営状況の把握が容易」であり「決算書の作成にあたって過度な負担を課さない」ことを目指したものとなっております。具体的には貸借対照表を原則として取得原価により表示することとしており、また勘定科目に関する考え方等について平易な記載で理解しやすい内容となっております。

このような流れの中で、私ども朝日税理士法人の役割は会計のもたらす情報がいかに経営に役立つかを経営者の皆様方にお伝えすることだと感じています。例えば決算書が会社の状況をどのように表示しているか、その決算書が示す業績は経営者がイメージする業績と一致しているか、一致していないとすれば何が原因か、経営者の目標を達成するためにどのような施策を打つべきか、資金繰りや納税額は今後どのように推移するかなどを経営者の方々と共有することが今後一層求められると考えております。

今後、この「基本要領（案）」の影響等については情報が入り次第弊法人からお伝えさせていただきます。

（文責：関内事業部 佐藤 晋介）

鍋料理の歴史

12 月に入り、日々寒さが増してきました。いよいよ冬の季節の到来です。皆さん、寒い季節に食べたくなる料理といえば何を想像しますか？私のお勧めはやはり温かい鍋料理です。寒いこの季節、家族や友人などと温かくておいしい鍋をつついてると幸せな気持ちになります。今回はそんな鍋料理の歴史についてお話しします。



文献に「鍋焼」の文字が出てくるのは江戸時代初期です。それまで鍋は基本的な炊事道具として古来より神聖なものとされていたので、鍋に直に箸を入れて食べるということはありませんでした。しかし、「出来たてを熱いうちに食べる」という魅力により、炊事場で魚や野菜を味噌で煮て、それを鍋ごと食卓に出すという「鍋焼」が料理として登場しました。その後、江戸時代中期になると、一人一人が七輪で自分の鍋を作って食べる「小鍋立て」が登場し、皆で和やかに楽しく鍋をつつくという現代の鍋料理のスタイルに発達したそうです。明治時代に入ると牛鍋（すきやき）が文明開化の味として庶民のブームとなり、戦後からは家族団らんの場に頻りに登場する食べ物となりました。このように鍋料理の歴史は意外と新しいものです。鍋料理は同じ鍋をつつくことによって親近感が湧いてくる素敵な料理です。食べることに関心が薄い子供や若い世代に関心を持たせるには、まず食事に参加させるということが重要ですが、鍋料理なら調理の段階から参加することができ、栄養もバランス良く充分にとれます。しかも準備や後片付けが簡単なので、忙しい主婦には強い味方となります。

これから益々寒くなり「鍋料理」本番の季節となります。皆様も色々な食材で色々な種類の鍋を家族や友人などと一緒に箸でつつきながら、心も体も温かくなる楽しい食事をしてみてはいかがでしょうか。

（文責：関内事業部 倉間 里江）